

浜松市条例第 3 1 号

浜松市運動広場条例の一部を改正する条例

浜松市運動広場条例（平成 1 1 年浜松市条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第 1（第 3 条・第 4 条関係）			別表第 1（第 3 条・第 4 条関係）		
名称	開場時間	休場日	名称	開場時間	休場日
浜松市馬郡運動広場	午前9時から午後5時まで（5月1日から8月31日までは、午後7時まで）		浜松市馬郡運動広場	午前9時から午後5時まで（5月1日から8月31日までは、午後7時まで）	12月29日から翌年の1月3日まで
(略)			(略)		
別表第 2（第 7 条・第 1 8 条関係）			別表第 2（第 7 条・第 1 8 条関係）		
			1 浜松市馬郡運動広場		
		利用時間区分	午前9時から午後5時まで（5月1日から8月31日までは、午後7時まで） 2時間につき		
利用区分		全面	2,460円		
		半面	1,230円		
			備考		
			1 利用時間は、午前9時から午前11時まで、午前11時から午後1時まで、午後1時から午後3時まで若しくは午後3時から午後5時まで又は午後5時から午後7時まで（5月1日から8月31日までの間に限る。）とする。		
			2 利用時間を15分以上超過し、又は繰り上げて利用する場合の当該超過又は繰り上げに係る利用料金は、次のとおりとする。		
			(1) 所定の開場時間内に利用する場合は、当該超過し、又は繰り上げた時間の属する利用時間区分の利用料金に相当する額		
			(2) 所定の開場時間外に利用する場		

1・2 (略)

3 浜松市雄踏グラウンド

(1) グラウンド

利用時間区分 利用区分	午前9時から午後9時まで 2時間につき
1面につき	820円

備考 (略)

(2) 夜間照明設備

1回1面につき 2,300円

4～8 (略)

9 浜松市馬郡運動広場、浜松市沖洗運動場、浜松市瓜内スポーツ広場、浜松市大塚グラウンド、浜松市半田山グラウンド、浜松市高菌ゲートボール場、浜松市春野気田スポーツ広場及び浜松市龍山総合運動場 無料

別表第3 (第14条関係)

1 運動広場 (利用料金)

名称
浜松市舞阪乙女園グラウンド
(略)

2 運動広場 (無料)

名称
浜松市馬郡運動広場
浜松市沖洗運動場
(略)

合は、1時間につき、午前9時から午後5時までの間の1時間当たりの利用料金の1.5倍に相当する額

3 利用料金を算定して得た額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2・3 (略)

4 浜松市雄踏グラウンド

(1) グラウンド

利用時間区分 利用区分	午前9時から午後9時まで 2時間につき
全面	2,460円
半面	1,230円

備考 (略)

(2) 夜間照明設備

利用区分	金額
全面	1回につき 4,600円
半面	2,300円

5～9 (略)

10 浜松市沖洗運動場、浜松市瓜内スポーツ広場、浜松市大塚グラウンド、浜松市半田山グラウンド、浜松市高菌ゲートボール場、浜松市春野気田スポーツ広場及び浜松市龍山総合運動場 無料

別表第3 (第14条関係)

1 運動広場 (利用料金)

名称
浜松市馬郡運動広場
浜松市舞阪乙女園グラウンド
(略)

2 運動広場 (無料)

名称
浜松市沖洗運動場
(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金について適用する。ただし、この条例の施行の際現に当該利用の許可を受けている者の当該許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

(あらまし)

この条例は、受益者負担水準の適正化の観点から、浜松市馬郡運動広場の有料化及び浜松市雄踏グラウンドの利用料金の見直しを行うほか、浜松市馬郡運動広場について、休場日を設けるものです。